

事 務 連 絡

令和7年8月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

国土交通省が推進する中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策への協力について(依頼)

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、国土交通省より、添付のとおり「中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策の推進について」協力依頼がありました。

警察庁等の統計によると、自転車乗用中の死者数は減少傾向にあるものの、特に中学生及び高校生は、他の世代に比べて自転車乗用中の交通事故割合が高いこと、また、その内訳として通学中の事故が多いことが明らかとなっています。

こうした現状を踏まえ、国土交通省では、今年度、中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策を先行的に実施する候補箇所を選定し、該当箇所の学校や警察、地域住民と連携の上、令和8年度から、センサーによる注意喚起や、自転車通行空間の確保など、事故原因や道路の構造・道路環境等を踏まえた対策を実施することで自転車通学時における安全を確保することを検討しています。

その際、本件の箇所選定の対象学校は公立の中学校又は高等学校を想定していますが、直接、道路管理者から各学校に対して協議を依頼する形ではなく、事前に学校の設置者である都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に連絡するよう、国土交通省に対して申し入れていることから、道路管理者から連絡があった際には、協議内容を吟味の上、管下において本件の目的に合致する学校が所在する場合には、必要となる協力を御検討いただきますようお願いします。

各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれましては、域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対し、この内容について周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省 総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

電話 03-5253-4111 (内線 2695)

E-mail : anzen@mext. go. jp

事 務 連 絡

令和7年8月26日

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

国土交通省道路局

環境安全・防災課 道路交通安全対策室

中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策推進への協力依頼

令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、小学生の通学路の交通安全対策については集中的に実施してきたところですが、一方で中学生及び高校生の自転車乗車中の交通事故は社会的な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会（令和7年6月20日開催）や、次期交通安全基本計画について検討している内閣府の中央交通安全対策会議専門委員会（令和7年7月16日開催）における議論を踏まえ、中学生及び高校生の自転車通学を対象とした交通安全対策を打ち出し、施策を推進していくこととしました。

つきましては、国土交通省の各地方整備局管内において、中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策を先行的に実施する箇所を1箇所選定し、今後対策を実施予定としているところと

ころです。対策にあたっては、主として公立の中学校及び高等学校と連携して進めることが効果的であると考えるため、本取組についてご理解いただくとともに、全国の公立の中学校及び高等学校の設置者である都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対して周知をお願いいたします。

担当：国土交通省道路局環境安全・防災課

道路交通安全対策室 大住

(03-5253-8907)

事務連絡
令和7年8月26日

北海道開発局建設部

地域事業管理官
道路維持課長補佐

各地方整備局道路部

地域道路課長
交通対策課長

沖縄総合事務局開発建設部

道路建設課長
道路管理課長

殿

道路局 国道・技術課 課長補佐
環境安全・防災課 課長補佐
道路交通安全対策室 課長補佐

中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策の推進について（依頼）

令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、小学生の通学路の交通安全対策については集中的に実施してきたところですが、一方で中学生及び高校生の自転車乗車中の交通事故は社会的な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会（令和7年6月20日開催）や、次期交通安全基本計画について検討している内閣府の中央交通安全対策会議専門委員会（令和7年7月16日開催）における議論を踏まえ、中学生及び高校生の自転車通学を対象とした交通安全対策を打ち出し、施策を推進していくこととしました。

つきましては、下記に基づき、各地方整備局管内において、中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策を先行的に実施する箇所を1箇所選定し報告をお願いします。

なお、本事務連絡は警察庁交通局交通企画課及び交通規制課並びに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策を先行的に実施する候補箇所

- ・中学校または高等学校の周辺での「面的なエリア」
- ・自転車事故多発箇所、ヒヤリハット情報などを持っている学校周辺
- ・自転車通学（中学生及び高校生）の通学路合同点検などを実施している地域やゾーン30プラスエリア等
- ・自転車指導啓発重点地区^{※1}に指定されている地区や自転車ネットワーク計画がある市区町村
その他、既存の取り組みへの参加や事故実績データを踏まえた候補箇所についてご検討頂き、学校や警察・地域住民と連携した取り組みとなるようお願いします。

※1 自転車指導啓発重点地区：重点的・計画的に、自転車通行空間の整備、指導啓発活動及び指導取締りを推進することを目的に各都道府県警察が選定している地区

2. 対策内容の検討

1. で選定した箇所において、事故原因や道路の構造・交通環境等を踏まえた対策内容を検討ください。検討にあたっては、別添1「第3回中央交通安全対策会議専門委員会議資料（自転車関係抜粋）」のセンサーによる注意喚起、自転車通行空間の確保等を参考にして頂くとともに、ヒヤリハットマップの作成や危険箇所の周知などの安全教育も含め学校等とも連携をお願いします。

3. その他留意事項

学校との連携にあたっては、公立学校の設置者^{※2}である都道府県教育委員会または市町村教育委員会と調整のうえ協議をお願いします。また、箇所選定の対象学校は公立の中学校または高等学校を基本としますが、既に自転車通学の交通安全対策を実施している私立学校との連携が進んでいる場合等は、これを妨げるものではありません。

※2 公立学校の設置者：高等学校は都道府県教育委員会、中学校は市町村教育委員会が基本（一部例外はあるため、詳しくは各地域においてご確認ください）

4. 対策箇所・対策内容の報告

(1) 報告様式

別途送付します。

(2) 報告期限

中間報告：令和7年10月15日（水）15:00

（対策箇所（エリア）はこの時点で決定、対策内容は中間報告時点で提出）

本報告：令和7年11月21日（金）15:00

(3) 報告先

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室

大住（38129） oosumi-t8910@mlit.go.jp

濱田（38156） hamada-y88dc@mlit.go.jp

(4) 問い合わせ先

道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 太田（38138）、大住（38129）

5. 今後のスケジュール

令和7年10月15日 中間報告

※対策内容については中間報告までに随時ご相談下さい。

令和7年11月21日 本報告

令和7年12月 中学生及び高校生の自転車通学の交通安全対策の対策エリア・対策内容の記者発表

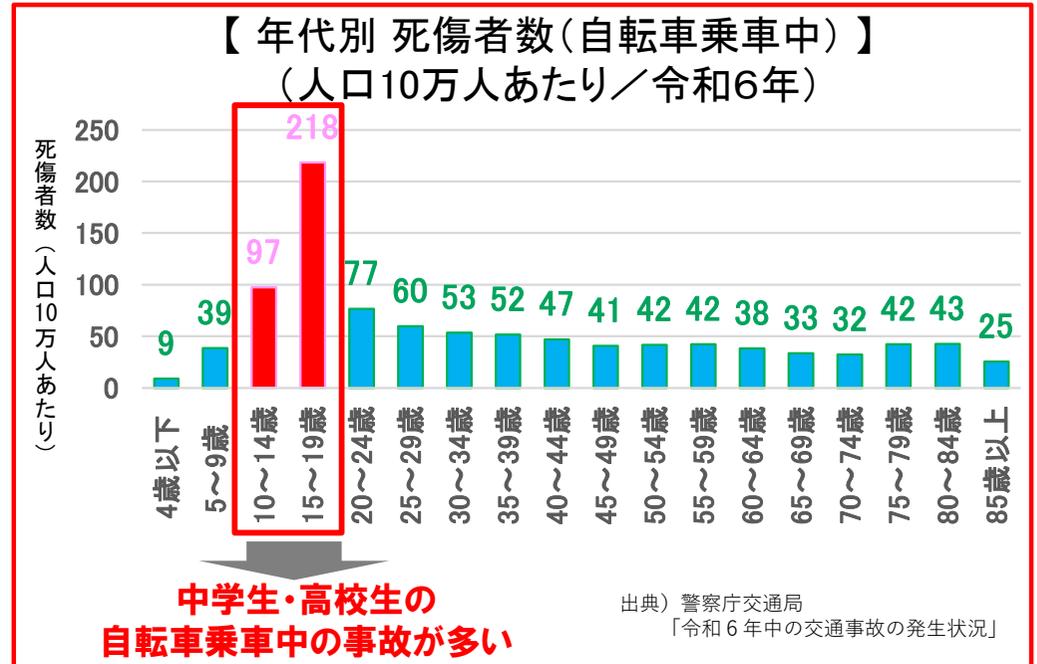
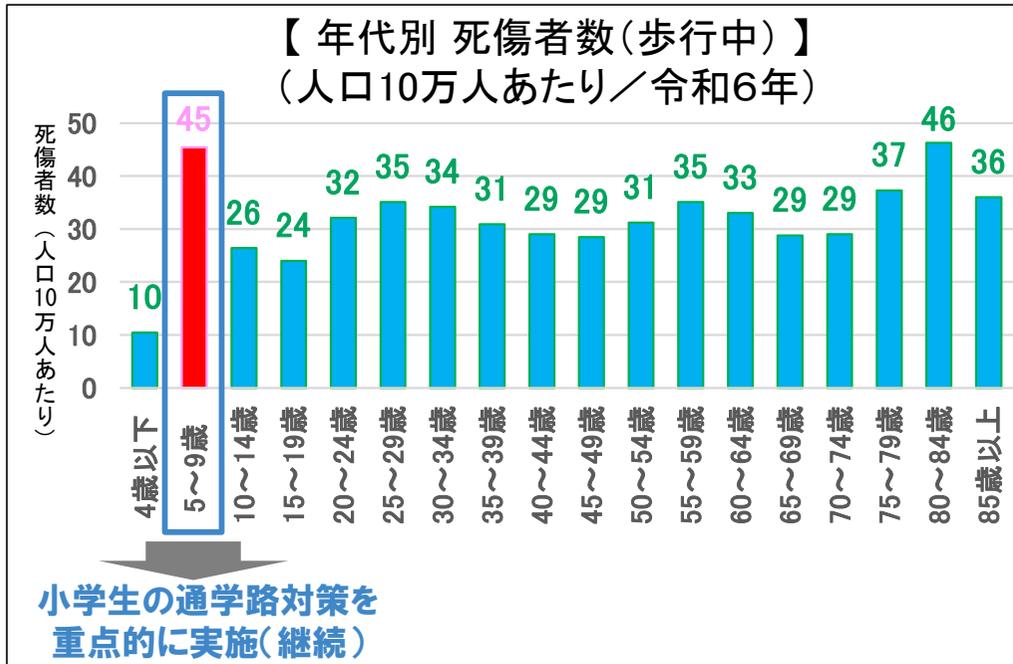
令和8年度 対策エリアにおける対策着手

第3回中央交通安全対策会議専門委員
会議資料（自転車関係抜粋）

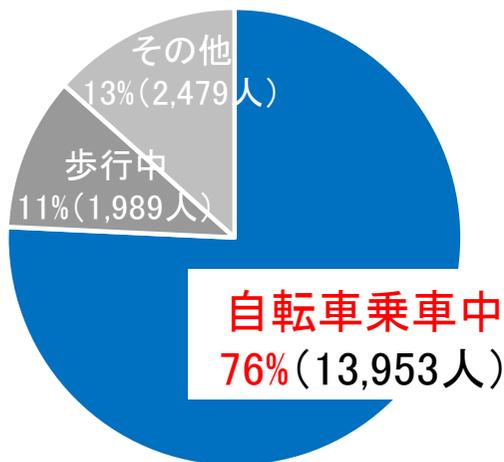
国土交通省の今後の施策について

令和7年7月

○小学生の通学路対策を重点的に実施してきたが、中学生・高校生の自転車通学中の交通事故が多いことを踏まえ、学校周辺の面的な対策強化が必要

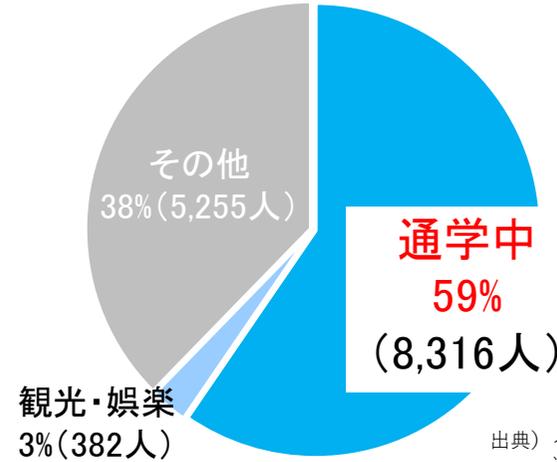


【中学生・高校生関連の死傷者数の内訳(令和5年)】



(注) 第1当事者あるいは第2当事者の職業が中学生・高校生に該当する事故を対象とし、当事者種別(1当と2当を比較し交通弱者側を優先)より集計した結果

【自転車乗車中の目的別の内訳(令和5年)】



(注) 第1当事者あるいは第2当事者の職業が中学生・高校生で、当事者種別が自転車に該当する事故を対象として、通行目的(1当と2当を比較し「通学」や「観光・娯楽」を優先)より集計した結果

出典) イタリアダ交通事故・道路統合DB(一般道路版)より集計

○中高生の自転車事故は、自動車の左折時の巻きこみや出会い頭の事故が多いため、注意喚起看板や路面表示による自転車通行空間の確保、交差点でのセンサーによる注意喚起等の対策を実施

■注意喚起看板や路面表示による自転車通行空間の確保



出典) 国土交通省



出典) 国土交通省

■交差点でのセンサーによる注意喚起

- ・脇道からの自動車の接近をセンサーで感知し、電光掲示で自転車利用者に注意喚起



出典) 高砂市フェイスブック